

令和5年度宇部市プレミアム付商品券参加店舗遵守事項

1. 商品券の取り扱いに係る事項

- (1) 商品券は対象となる物品の販売又は役務の提供などの取引に限ること。
- (2) 商品券と現金の交換はしないこと。
- (3) 商品券額面以下の利用であってもお釣りは渡さないこと。
- (4) 不足分は現金等で受け取ること。
- (5) 店舗で独自に商品券の利用対象外となる商品などを定める場合は、あらかじめ消費者が確認できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨を明示すること。
- (6) 利用期間を過ぎた商品券は受け取らないこと。
- (7) 商品券の盗難・紛失については、発行者はその責任を負わない。

2. 商品券の利用対象とならないもの

- (1) 国や地方公共団体等への支払い（税金、電気、ガス、水道料金、公営ギャンブル）
- (2) 金、プラチナ、銀、有価証券、商品券、ビール券、図書券、旅行券、乗車券、切手、はがき、印紙、プライベートカード等換金性の高いもの。
- (3) 土地、家屋の購入、家賃、地代、駐車場代等の不動産に関わる支払い
- (4) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (5) 電子マネーへの入金
- (6) インターネットや通販などによる買い物に対する支払い
- (7) 生命保険料、損害保険料等金融商品の支払い
- (8) たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- (9) 事業活動に使用する備品や原材料など仕入れにあたる物への支払い
- (10) 医療保険や介護保険等の一部負担金（処方箋が必要な医薬品を含む）
- (11) 当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第2条に規定する当せん金付証票（宝くじ）及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成10年法律第63号）第2条に規定するスポーツ振興投票券の購入。
- (12) 会費、商品及びサービスの引き換え金等代金を前払いするもののうち有効期限が商品券の使用期限を超えるもの。
- (13) 取り扱い店が使用対象外とするもの、または使用を制限している商品。

3. 参加店舗資格

- (1) 参加店舗の参加資格については、市内に事業所または店舗等（移動販売車を含む）がある市が指定する業種の事業者等で、次の事業者以外とすること。
 - ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号及び第5号に該当する営業を行事業者
 - ② 特定の宗教・政治団体とかかわる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行う事業者
 - ③ 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者

4. 参加店舗の責務等

- 次に掲げる事項を遵守すること。
- (1) 参加店舗であることが明確になるよう、配布する告知ツール（のぼり等）を消費者がわかりやすい場所に掲示すること。
 - (2) 消費者が使用される商品券について、受け取って問題がないかの確認をすること。確認用として見本券を配布するので、商品券を取り扱うすべての方（店員等）に周知すること。
なお、偽造防止がない、色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察並びに事務局に通報すること。
 - (3) 商品券の交換及び売買は行わないこと。利用期間中における商品の売買、サービスの提供等の代金として使用された商品券のみ換金可能である。
 - (4) 大量の商品券を一度に使用するなど「第三者への譲渡等が疑われるケース」を覚知した場合、事務局まで連絡すること。
 - (5) 宇部市プレミアム付商品券事業の運営に協力すること。

5. 参加店舗の登録の取り消し

事務局は、次のような事由が生じた場合には、参加店舗における商品券受領の有無に関わらず、参加店舗契約を解除することができる。この場合、事務局は、商品券の換金等を行わず、既に換金等を行っていたときは、その返還を請求する。

- (1) 事業者（事業者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。以下、この項において同じ。）が、商品券の換金等について詐欺を行い、又は行おうとした場合
- (2) 事業者が、暴力的行為又は脅迫的言辞を用い、不当に換金等を請求した場合
- (3) 事業者が暴力団等反社会的勢力に該当することが判明するなど、参加店舗資格の欠格条項に該当することとなった場合
- (4) その他事業者に宇部市の信頼を損ない参加店舗契約の存続を困難とする次のような重大な事由がある場合
 - ① 宇部市の名誉や信用等を毀損又は毀損するおそれのある行為をしたとき。
 - ② 宇部市の業務を妨害又は妨害するおそれのある行為をしたとき。